

取組と目標に対する自己評価シート

タイトル	介護給付の適正化
------	----------

年度	令和2年度
----	-------

後期（実績評価）

実施内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・市内居宅介護支援事業所への訪問又は、ケアプラン提出によるケアプラン点検の実施 過剰な可能性のある給付やサービスの偏りのある給付等をシステムにより抽出し、各事業所1～2件ずつの点検を行った。 ・軽度者への福祉用具貸与、ショートステイの長期利用等についてケアプランの提出を求め適切であるか点検を行った。 <p>訪問によるケアプラン点検 1事業所2件 ケアプランを提出によるケアプラン点検 6事業所11件 その他のケアプラン点検 209件</p>	
自己評価結果（△）	
<p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所を訪問してのケアプラン点検が実施できなかったことから、小規模多機能型居宅介護事業所にケアプランの提出を求め、ケアプラン点検を実施した。市内の小規模多機能型居宅介護事業所10事業所のうち、6割の事業所において適切なケアプラン作成に当たっての視点や留意すべき点について周知を図ることができた。</p>	
課題と対応策	
<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事業所へ出向いてのケアプラン点検が実施できなかったことから、当初の予定を大幅に変更することとなり、特定施設入居者生活介護事業所のケアプラン点検までを実施することができなかった。次年度以降、未実施の小規模多機能型居宅介護事業所と特定施設入居者生活介護事業所の実施を行っていく。</p> <p>令和3年度のケアプラン点検については、地域包括支援センターの主任介護支援専門員と同行訪問による点検ができないことから、ケアプラン点検方法について、検討が必要である。</p> <p>平成30年度からの3年間で市内の居宅介護支援事業者等に対しケアプラン点検を行い、研修会を実施したことにより、市内の居宅介護支援事業所において適切なケアプラン作成に当たっての視点や留意すべき点等について、一定の周知が図ることができていることから、地域包括支援センターにて実施の主任介護支援専門員連絡会等を活用し、ケアプラン作成の適正化の継続的な周知及び支援を行っていく。</p>	